| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
| （4） 個々の未収金の検討の結果 |
| ②　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について【福祉部】 | 当該債権は、社会福祉法人Ａに対する補助金の不正受給の返還命令に伴うものである。当該不正受給は当時の理事長の独断による単独かつ悪質な不正であり、共謀者である施設工事の発注先業者である代表取締役は法人外部にあることから、新体制となった現状の法人に対する恩情的な心情は理解できる。しかしながら、あくまでも補助金の交付対象は当該社会福祉法人に対するものであり、不正受給の大阪府に対する返還責任は当該社会福祉法人にある。そこで、大阪府は府民の負担を増加させないためにも当該債権の債権者として債権の保全に向けた毅然とした対応が必要である。この点について、現状において以下の点について問題がある。（イ）現状では、平成22年３月24日付大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後１月以内に当期資金収支差額の50％を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった（結果番号１）。 | 法人との連絡を密にし、返済文書に記載どおりの返還に遺漏の無いように努める。（結果番号１） | 経過報告 |
| 【福祉部】 | （ロ）現状は（イ）のとおり、決算時には「当期資金収支差額」の50％を納付するものとされているが、「当期資金収支差額」は社会福祉法人会計基準によれば他の会計区分や経理区分への繰入、積立金の積立て等法人の意思決定に基づく資金拠出や資金流出を行った残額である。つまり、当該「当期資金収支差額」はなんらかの積立を行う等法人の判断により恣意的に調整可能な金額である。債権の保全の観点からは「当期資金収支差額」ではなく、他の会計区分や経理区分への繰入控除前の「経常活動資金収支差額」の一定割合にするなど、法人の恣意的な判断により返済額が調整されないような工夫し、より確実に債権の回収ができるように返済額を設定することが必要である（意見番号10）。また、「当期資金収支差額」を前提として決算毎の返済額を確定する以上、「当期資金収支差額」の信頼性、つまり、当該社会福祉法人の財務諸表の信頼性が確保されていなければならない。　　当該社会福祉法人においては過去元理事長によって不正が行われた事実、大阪府が１億円超にものぼる多額の債権を有している点に鑑み、より積極的に財務諸表の信頼性を担保するための取組みが必要であると考える（意見番号11）。 | 法人の判断により返済額が調整されることのないよう、今後の返済額の考え方について法人と協議を行っている。また、財務諸表に関しては、法人指導を担当する地元市とも情報交換を行い財務状況を確認していく。（意見番号10、11） | 経過報告 |
| 【福祉部】 | （ハ）所属に対するヒアリングからは、現状では当該社会福祉法人の事業運営の安定性や継続性の確保が必要との認識から、当該法人が他に有する多額の債務（（独）福祉医療機構に対する借入金１億円強と個人からの借入金２億円）の返済を確実に行うことに配慮している等、監査人には、他の債務の状況を必要以上に配慮しているように感じた。所属も認識しているとおり、他の債務と大阪府が有する債権との間に優劣関係はないのであるから、より積極的に回収交渉をすることが必要である（意見番号12）。 | 返済の考え方について、法人と協議を行っているところであり、引き続き返済額の見直しに向けて協議を行っていく。（意見番号12） | 経過報告 |
| ①　将来負担として集計した額【健康医療部】 | 以下の未収金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号14）。　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 原爆被爆者手当金返納金 | 15,773 | 15,773 |
| 合計 | 15,773 | 15,773 |

 | 手当金振込口座の預金照会を行った結果、残高がある場合又は銀行から回答が得られなかった場合は、引き続き相続人に返還を求める。また、残高がない場合は、当時同居していたと考えられる相続人に対し返還を求める。なお、残高がない場合で、調査の結果、費消した者がこれまで債務者とみなしていた相続人であるとは認めがたく、債権発生から５年を経過している場合、当該相続人に対する時効中断効はないと思料されることから、時効が完成したものとして不納欠損処理を行う。（意見番号14） | 経過報告 |
| ②　原爆被爆者手当金返納金について【健康医療部】 | 原爆の被爆者が６千数百名府内におり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、「原爆法」という。）上の定めに基づき毎月原爆被爆者手当金を給付している。原爆被爆者が死亡した場合、役所への届け出の他、原爆法上大阪府へ届けをする必要があるが、この手続きを行わない遺族が多く、一時的に過払いとなった時の返納金が当債権の内容である。現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである（結果番号２）。当該債権はその多くで時効を迎えていること、また、相続人の支払意思がないものが殆どであることから、全額回収可能性があるとしている現状の判断は妥当ではない（意見番号15）。 | 債務者が特定できたもの又は相続人が判明したものについて調定している額を未収金として報告している。手当金振込口座の預金照会を行った結果、残高がある場合又は銀行から回答が得られなかった場合は、引き続き相続人に返還を求める。また、残高がない場合は、当時同居していたと考えられる相続人に対し返還を求める。なお、残高がない場合で、調査の結果費消した者がこれまで債務者とみなしていた相続人であるとは認めがたく、債権発生から５年を経過している場合、当該相続人に対する時効中断効はないと思料されることから、時効が完成したものとして不納欠損処理を行う。（結果番号２、意見番号15） | 経過報告 |
| ①　将来負担として集計した額【住宅まちづくり部】 | 以下の未収金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号24）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 |
| 府営住宅使用料及び損害金（入居者） | 822,187 | 109,788 |
| 府営住宅駐車場使用料 | 392,646 | 6,774 |
| 府有財産賃貸借契約に係る賃貸料及び延滞金 | 2,624 | 2,624 |
| 合計 | 1,217,457 | 119,186 |

 | 監査での指摘を踏まえ、府営住宅駐車場使用料については平成25年度末時点、府営住宅使用料及び損害金（入居者）については平成26年度末時点において回収可能と考えられる金額を基に評価した。（意見番号24） | 措置 |
| ④　府営住宅使用料及び損害金（入居者）について【住宅まちづくり部】 | （イ）府営住宅に係る債権は府営住宅の借主である原契約者が既に死亡、若しくは長期間連絡がつかない状況にある債権、さらに原契約者が既に死亡が判明していても相続人が居所不明若しくは連絡がつかないという状況にある債権である。当該住居に人が生活しているような形跡や事実は特に認められず、残置家財が府営住宅を不法占拠している状況にある。現状は原契約者の死亡が確認されたものについては、家賃相当額を住宅損害金として、現契約者の死亡が確認されていないものについては、住宅使用料として、収入の調定を行っている。相続人等が特定され、連絡先が判明している分については、残置家財の撤去を申し出、住宅損害金の納付書は当該相続人等に送付している。一方、相続人等が特定されず、連絡先が判明していない分については、住宅使用料又は住宅損害金の納付書は原契約者の登録先、すなわち、府営住宅の当該住居に送付している。当然ながら、後者については誰も受取人がおらず返送されてくるのみである。この状況において、監査人は四点の問題があると考えた。第一の問題点は、そもそも、当該状況が判明した時点、少なくとも、名義人である原契約者の死亡を確認した時点で適時適法な住宅返還に向けた手続をしていなかった点である。また、この問題に関連し、適時適法に住宅返還を進めるための事務手続や事務フローが確立されていない点も問題である。即刻、適時適法に住宅返還を進めるための事務手続や事務フローを確立し、当該状況の合法的な解消に向けた具体的な手続を進める必要がある（意見番号26）。第二の問題点は、相続人等が特定され、連絡先が判明しているものについて、損害金の名目で収入の調定を行っている点である。所属は、原契約者である契約名義人が死亡し残置家財を撤去する義務があるにもかかわらず、当該家財を撤去せず府営住宅を不法に占拠していることは不法行為にあたることから、この状況がなければ得られたであろう住宅使用料すなわち家賃相当額が、当該不法行為に基づき大阪府が現に被っている損害金であるとして、当該相続人を損害金の納入義務者49とする収入の調定を行っている。この点については、監査人は、損害賠償金として調定をし、現在も調定し続けていることはおかしいと主張した。なぜなら、あくまで、損害賠償金は契約当事者一方が勝手に決めることのできないものだからである。確かに、損害賠償金の積算の根拠として家賃相当額としての住宅使用料を請求することは一般的であるが、損害金として確定していない収入を調定するのは明らかにおかしいと考えた。地方自治法の解釈上50も、歳入の徴収及び徴収の行為としての調定を行うには、その前提要件として必ず法令又は契約等に基づく等合法的に収入しうる権利がなければならないとされている。また、調定の行為は、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する行為であり、すなわち相手方に納入の義務を負わせるものである。法的に具体的に根拠のある歳入であるとも、合法的に収入しうる権利に裏付けられた歳入であるともいえない本件において、相手方に対し一方的に納入の義務を課し、歳入の計上を継続することが妥当とは考えられない。なお、府営住宅の居住の具体的根拠となる承認を定めた大阪府営住宅条例においては、特段これらの状況を想定した損害賠償金の規定は謳われておらず、大阪府営住宅条例を損害賠償金の根拠とすることは不可能である。この監査人の主張について、所属では、まずその歳入並びにその収入の調定の根拠として、民法という一般法に規定された不法行為を根拠として当然に発生している歳入であり、客観的にも損害を請求しうる根拠は十分に持ち合わせている、また、家賃相当の損害賠償金を請求するためには、地方自治法上、実際に調定を打たなければならず、調定を行わなければ現状の実態に即さないという主張がなされた。このように、所属とは複数回意見交換の場をもち、協議を重ねたが、結果的に監査人と所属との間での結論を得ることができなかった。監査人は、回収可能性が殆ど見込まれない収入を調定し続けることは、事務の無駄であり、意味がないことであり、即刻収入の調定をやめるべきであるという意見を有している。第三の問題点は、相続人等が特定されず、連絡先が判明していない分について、住宅使用料又は損害金の名目で収入の調定を行っている点である。現状は、所属では概念上の残置家財の相続人を納入義務者として収入の調定を行っているが、具体的な人物を特定できておらず、収入の調定を行う上での法的要件を満たしているか疑義が残る。監査人は、対外的に積極的に取引することを目的としていない残置家財を債権の相手方として認識し、収入の調定を行うことは誤っているという意見を有している。また、法的手続により残置家財を相手方として住宅使用料又は損害金の賠償請求を行ったとしても、相続人等が特定されない又は存在しない場合、府が回収可能な金額は残置家財の処分価値の範囲内に限られることとなり、残置家財の処分価値を超えて回収できる可能性は無い。したがって、少なくとも、残置家財の処分価値を超えて収入の調定を続けることは不合理である（意見番号27）。第四の問題点は、相続人が不明又は支払いに応じない場合の未収金の回収について、現状は大阪府営住宅条例第８条で定められた保証人に対する請求が行われていない点である。このような場合には、少なくとも、原契約者である契約名義人が死亡する前に現に発生していた住宅使用料の収入の未済については、当該保証人に対して保証の履行を求めるべきである（意見番号28）。（ロ）このように、当該債権は原契約者である契約名義人が既に死亡あるいは連絡が途絶えている状況、また、相続人についても居所不明あるいはそのほとんどにおいて直近１年間の入金がないこと等からも客観的に支払意思がないと認められる状況にあることから、今後の回収は極めて困難であると考えられる。そこで、当該債権のうち、少なくとも本監査で検討の対象とした35件109,788千円は、回収可能性はないものとして、破産更生債権に分類すべきである（結果番号４）。付随的に、当該35件109,788千円が過去不納欠損処理されていたとすれば、現在の一般債権の回収可能性にも影響を及ぼすことになる（意見番号29）。つまり、過去不納欠損処理されていれば、不納欠損・貸倒実績率の算定に影響が及ぶことになる。現状府営住宅使用料及び損害金（入居者）に係る不納欠損・貸倒実績率はゼロとされているが、不納欠損・貸倒実績率が所定の方式により算出されることによって、一般債権についても所要の額が回収困難と見込まれることとなる。 | 平成27年11月に「単身死亡等住宅の明渡し対応マニュアル」を整備した。（意見番号26）収入調定の在り方等について検討中。（意見番号27）保証人への請求について検討中。（意見番号28）35件中24件に関しては一般債権として、他11件に関しては破産更正債権に分類し、一般債権については相続人への対応を引続き行うと共に、破産更正債権に分類されたものについては、平成28年度中に債権放棄予定。（結果番号４、意見番号29） | 措置経過報告経過報告経過報告 |
| ５．貸付金の検討並びにその検討結果 |
| （3）　個々の貸付金の検討の結果 |
| ②　災害援護資金市町村貸付金について【政策企画部】 | 災害援護資金市町村貸付金は、阪神淡路大震災が発生した際、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、単に「法」という。）の規定に基づき災害援護資金の貸付けの財源として、豊中市に貸付けたもの。償還期間は据置期間を含め10年であるが、阪神淡路大震災の発生から20年弱が経過しようとしている中、いまだ５千９百万円もの未済額が残っている。この間に、既に２回償還期限の延長が行われており、現時点での返還期限は平成26年３月及び平成26年９月とされている。当該貸付は市町村が事業者となって被災者等に貸付けるスキームであることから、貸付の直接の相手先は市町村である。当該貸付契約には市町村が法第13条第１項に定める免除を行った場合には、大阪府が当該市町村に対してその免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するという規定が定められている。免除の申請については、各市町村が債務者の資力と支払能力を確認し、大阪府に免除を申請するという流れとなっている。所属へのヒアリングによれば、過去豊中市から２度免除の申請があり、免除の実績があり、本貸付については、豊中市が兵庫県に近接していることから被害が大きく、これにより貸付の件数が多いこと、また、被災者の高齢化により償還が思うように進んでいないとの説明を受けた。一方で、貸付先の豊中市からは返還の内諾を得ていることから、その全額が回収可能であると判断しているとのことである。しかしながら、過去２度返還期限を延長しており、次回の返還期限についても再々延長が検討されている事実や、平成24年度の財務諸表作成時点では書面での返還の合意が取られていない点を踏まえると、当該債権については、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号50）。また、当該貸付金の回収可能性の判断に当たっては、個々の債務者の状況について、貸付先である市町村に照会の上、資力等の現況や今後の免除予定等も踏まえて行うべきである（意見番号51）。 | 災害援護資金貸付金については内閣府の内諾を得、平成26年３月４日付で大阪府と豊中市で３年間の履行期限の延長を締結したところ。債権回収は豊中市が債権管理条例に則し、債務者について現地調査を含めた現況調査を行い、粘り強く納付交渉を継続している。仮に回収が不能の場合は、未済額について豊中市が償還する旨の文書を平成26年１月６日付で徴取している（意見番号50、51）。償還免除については、平成27年４月22日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知により、償還免除の扱いを拡大する通知があった。取扱いの詳細について、国と関係府県市の間で協議中である。（意見番号51） | （過去に措置済み）経過報告 |
| ①　将来負担として集計した額【福祉部】 | 以下の貸付金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号53）。（単位：千円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 |
| 大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 | 37,993 | 71 |
| 大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金 | 17,434 | 17,434 |
| 大阪府介護福祉士等修学資金貸付金 | 103,609 | 103,609 |
| 大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金 | 48,009 | 48,009 |
| 合計 | 207,045 | 169,123 |

 | 「大阪府高齢者住宅整備資金貸付金」については、時効を迎えた債権（整理対象債権）は、評価性引当金に計上している。また、時効を迎えていない債権（回収対象債権）は、過去の不納欠損の状況から、評価性引当金を計上している。「大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」については、債権の全額を貸倒懸念債権と位置付け、その半分について貸倒引当金を計上している。「大阪府介護福祉士等修学資金貸付金」については、交渉が難航している19名の債権額を貸倒懸念債権と位置付け、その半分について貸倒引当金を計上している。「大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金」については、回収の可能性を見極めるための調査を府社協に依頼している。（意見番号53）。 | 経過報告 |
| ②　大阪府高齢者住宅整備資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付は、大阪府高齢者住宅整備資金貸付規則により昭和48年に開始されたものであり、現在は当該規則も廃止され、制度としては終了している。現在では、当該貸付金は全て当初の返済期日を迎えていることから、収入の未済として繰越調定され37,993千円全額が未収金として認識されている。所属へのヒアリングによれば、当該債権の時効期間は10年であるが、時効を迎えたものとして処理している債権については、全額回収可能性がないと判断しているが、時効を迎えていないものでも、返済見込みがないもの、若しくは返済の可能性が低いものがあるとのことであった。そもそも所属において適切に現況調査できていないことから個々の債務者の状況を網羅的に正確に追跡できていない（結果番号８）。また、時効が到来していない債権について、個々の債務者から具体的な返済計画が提出されていないものもある。そこで、今後の調査によっては回収不能と判断される可能性があり、現状の回収可能性に係る判断は網羅的に正確に行われているとはいえない。所属は個々の債務者等の状況を網羅的に正確に把握し、個々の債権について今後の回収に向けた具体的な方策を策定する必要がある（意見番号54）。また、今後同様の状況に陥らないように、定期的に債務者の現況調査をするなど、個々の債務者等の状況を網羅的に正確に把握する方策、仕組みを検討する必要がある（意見番号55）。なお、現状は個々の債権について、適切に債務者の現況把握ができていないため、回収可能性についての判断を適切に行い得ない状況であるが、過去の実績に基づく不納欠損・貸倒実績率の計算も誤っていることから、いわゆる一般債権の回収可能性の判断についても誤っている（結果番号９）。 | 返済が滞っている債務者に連絡を取り、状況把握を随時行っている。また、借受人、連帯保証人あるいは相続人が所在不明となっている案件については、戸籍謄本等を取寄せ所在調査を随時行っている。（結果番号８）個々の債権の債権者への方策を検討し、返済が滞っている債務者に連絡を取り、状況把握随時を行っている。また、連絡が取れない債務者については、訪問を随時実施している。　　　（意見番号54）返済が滞っている債務者に連絡を取り、状況把握を随時行っている。　　　また、住民票、戸籍謄等調査を随時行い、訪問等も随時行っている。（意見番号55）平成25年度における一般債権に係る評価性引当金を算定するための「一般債権にかかる評価性引当金（不納欠損、貸倒）算出表」について、適切に入力を行った（結果番号９）。 | 措置措置措置（過去に措置済み） |
| ③　大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府が管轄する所定の施設等に従事する理学療法士及び作業療法士の充足を目的として、将来当該施設等で勤務しようとする者に対して、理学療法士等の業務に一定期間（貸付けを受けた期間に１年を加えた期間）以上従事すれば返済を免除するという条件で、修学資金を貸与するものである。昭和49年度に制度が創設され、平成10年度をもって新規の貸付けは終了しているため、現在は債権の管理だけ行われている。当該債権について検討したところ、現状所属は調査を行っているものの、債務者の状況の把握が不完全である状況が判明した（結果番号10）。債務者の個々の状況について正確に把握できておらず、また、少なくとも、過去に不納欠損の事実があるにもかかわらず、いわゆる一般債権について全額回収可能であるとする判断には疑義がある（意見番号56）。所管課は全ての債務者の現況について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうかの把握を行うべきところ、債務者の現況把握が不完全であるため、返還を求めるべき事案に係る収入の調定ができていないものがある可能性がある（意見番号57）。 | 債務者17名全員の所在が判明し、現況調査を行った結果、全員の状況を把握した。（結果番号10）回収可能性については、債務者の個々の状況が把握できていないこと及び最終貸付（平成12年度）から相当の期間が経過していることから、債権総額の全部を一般債権ではなく貸倒懸念債権と位置付け、その半分について貸倒引当金を計上した（意見番号56）。債務者17名全員の所在が判明し、現況調査を行った。現時点で全員から回答が得られ、３名に全額免除決定、１名に一部免除決定、５名は消滅時効の援用をしたため不納欠損処理、３名は消滅時効の期間が到来しているが貸付額の全部又は一部を任意で返還中、残り５名は鋭意交渉中である。（意見番号57） | 措置（過去に措置済み）措置 |
| ④　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府が管轄する所定の施設等に従事する介護福祉士等の充足を目的として、将来当該施設等にて勤務しようとする者に対して、介護等の業務に一定期間（原則７年間）以上従事すれば返済を免除するという条件で、修学資金を貸与するものである。平成５年度に制度が創設され、平成20年度をもって新規の貸付けは終了しているため、現在は債権の管理だけ行われている。当該債権について、検討したところ、介護等の業務に従事していることを毎年度確認しているが、債務者の一部から回答がなく、所属において現況の把握ができていないものがあるため、当該所属が行った当該債権の回収可能性の判断については、疑義が残る（意見番号58）。全ての債務者について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうかの把握を行うべきところ、一部に漏れがあるため、返還を求めるべき事案に係る収入の調定ができていないものがある可能性がある（意見番号59）。 | 債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を毎年度実施しているが、当該調査に回答しない者及び所在が不明な者が平成26年度当初19名いた。この19名の貸付総額を貸倒懸念債権として位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上した（意見番号58）。債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を平成27年度も実施しているが、現時点で当該調査に回答しない者が８名いる。これらの者に対して、現在、連帯保証人宛に通知文書を送付するとともに債務者及び連帯保証人の自宅訪問を行い、債務者個々の状況把握に努めている。（意見番号59） | （過去に措置済み）経過報告 |
| ⑤　大阪府母子福祉小口資金貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府における母子家庭並びに寡婦に対して必要な貸付けを行うために、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に対して貸し付けられたものである。昭和52年から制度が開始し、昭和63年に至るまで複数回貸付けが行われている。昭和63年８月４日の大阪府母子福祉小口資金貸付契約書において、同連合会が大阪府に対して貸付金総額として35,500千円の債務を負っていることを双方で確認し、これまで残高の変動なく現在に至っている。返済期限や貸付金の返還方法は具体的に明示されておらず、同契約書によれば、契約の期限は事業の廃止までの日とされ、事業を廃止した場合には資金の返還について両者の協議のうえ行うものとされている。同契約書第４条第１項の規定に従い、同連合会は毎年の貸付けの状況を大阪府に報告していることから当該報告の内容を検討したところ、平成23年度末から平成24年度末にかけて新たに同連合会から地区母子会への貸付けは行われておらず、同連合会に19,021千円ほどの資金が留保されていた。所属は、本事業において平成24年度末現在19,021千円ほどの資金が同連合会内部において留保される現状でもなお、同連合会に対して35,500千円の貸付けを継続する必要性を改めて検討すべきであると考える（意見番号60）。 | 平成27年度に（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会において、全ての市郡母子会に対し、既存の貸付残高（債権）の回収状況及び回収見込み、今後の新規貸付ニーズ、不良債権化した場合のリスク負担等を個別に聞き取り調査を行った。現在、その内容をまとめているところであり、今後、その結果を踏まえ、本貸付金の継続等について総合的に検討を行う。（意見番号60） | 経過報告 |
| ⑥　大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金について【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府下における身体障がい者の自立の促進と生活の安定を図ることを目的として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下、「大阪府社協」という。）が行う貸付事業に必要な資金を貸し付けたもの。昭和47年に制度が開始してから、総額で250,500千円の貸付けが無利息で行われているが、平成24年度末でなお48,009千円の貸付金の残高がある。本制度は昭和61年に終了している。事業の実施主体は大阪府社協であるため、大阪府社協から借主に貸付けされ、借主からの返済額をもって大阪府に償還される。（イ）回収可能性の判断について過去５年間の当該貸付金の残高の推移は次のとおりである。（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 回次 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| 残高 | 48,729 | 48,534 | 48,180 | 48,111 | 48,009 |

上記のとおり、過去５年間で償還を受けた額は１百万円にもみたない状況である。所属へのヒアリングによれば、制度開始後既に40年以上経過しようとしている状況で、債務者も相当高齢化が進んでいるとのことであり、今後当該債権の回収整理に向け検討を進めているとのことであったが、現状当該債権は全額回収可能であると判断されている。しかしながら、大阪府社協から借主への貸付けの条件は、貸付け後１年間の措置期間を置き、その後８年以内に償還するというものであることから、客観的にみても今後の回収は相当難しいものと考えられる。これらの状況を受け、当該債権については、少なくとも、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号61）。（ロ）大阪府社協に対する調査や報告の必要性について大阪府社協と締結されている大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金貸付契約書第４条第２項には、本貸付けについて必要な調査をし、報告を求め必要な指示をすることができると規定されているものの、少なくとも本監査の対象年度である平成24年度中の記録からは過去に大阪府社協に調査等が行われた実績はなかった。この点について、所属へのヒアリングによれば、平成25年度からは債権の回収に向け、大阪府社協と連携を進めながら、まず債務者の現況を精査し、債務者の現状を正確に網羅的に把握するための取組みをしているとのことであった。本債権について、将来に府民の負担が生ずる結果とならないように、過去に大阪府社協の債権管理や債権回収に係る事務について所属が更に掘り下げた調査をし、報告を求めることも必要であったと考える（意見番号62）。（ハ）貸付金と未収金の勘定科目の使い分けについて大阪府の決算上、貸付金については、返済期限を迎え歳入の調定を行ったもののうちその収入が未済となったものが未収金として認識される。しかしながら、そもそも本貸付金について、大阪府社協から借主への貸付期間は、最大でも９年であることから実質的に大阪府社協との間の返済期限は到来しているものと考えるのが適切である。現状は債務者が大阪府社協に貸付金を返済して大阪府に報告のあった時点で調定を実施しているが、大阪府社協が債務者に対する貸付金を全額未収入金として取り扱っている状況は、大阪府にとっても実質的には返済期限が到来し、収入の未収が発生している状況と考えるべきである。そこで、現状貸付金として認識されている48,009千円については、本来、過去に収入の調定を実施すべきものであったと考えられる。そこで、改めて既存の取扱いの是非について検討されたい（意見番号63）。 | 当該貸付金については償還期限を大幅に経過しており、かつ、貸付対象者は身体障がい者であり、事業を営むに必要な資金の融資を他から受けることが困難であることから、意見のとおり、回収が難しいケースが多いと認識している。（意見番号61）平成25年度より大阪府社協と債権管理等についての打ち合わせを実施しており、平成26年度は債務者の居所確認を行うように府社協に依頼した。平成27年度においても再度の所在確認及び催告書の送付を府社協に依頼している。（意見番号62）今後、大阪府社協と調整のうえ、検討する（意見番号63）。 | 経過報告経過報告経過報告 |
| ⑦　大阪府社会福祉事業振興対策貸付金について【福祉部】 | 本貸付金は、大阪府下における民間社会福祉施設の事業の振興に資するため、必要な資金を貸し付け、社会福祉事業の振興を図ることを目的として、大阪府が（社福）大阪府社会福祉協議会に対して貸し付けたものである。直接の貸付先は（社福）大阪府社会福祉協議会であるが、同協議会は大阪府の承認を経て設けられた規程に基づき、大阪府からの借入れを原資にさらに大阪府下の社会福祉法人に貸付けされている。平成24年度末現在、大阪府社会福祉事業振興対策貸付金として同協議会に対する貸付金の残高総額989,718千円のうち、同協議会から社会福祉法人には約686,383千円が貸付けられており、大阪府の貸付金の約３割に相当する約303,335千円が同協議会の内部に留保されている状況。本事業において平成24年度末現在で約303,335千円の多額の資金が（社福）大阪府社会福祉協議会に留保されている。所属は、現状の貸付けのニーズを十分に踏まえ、留保額の大阪府への繰上げ償還の検討を進めるべきである（意見番号64）。 | 大阪府社会福祉協議会と協議を行った結果、本貸付は平成22年度以降、新規貸付実績がないものの、新たな貸付需要が発生した場合に備え、平成33年度末に償還予定の202,000千円を平成25年度末に繰上げ償還させた。今後、平成27年度末までの実績を踏まえ、協議を行っていくこととする。（意見番号64） | 経過報告 |
| ⑧　間接貸付けについて【福祉部】 | 最終の借主に対して大阪府が直接貸付けするものを「直接貸付」、最終の借主に対しては大阪府から借入れをした貸付事業の実施主体が貸付けを行うものを「間接貸付」とすると、「間接貸付」の多くが債権放棄、不納欠損処理等で回収不能な状況にある。これらの状況を受け、福祉部は、間接貸付の形態を取る貸付制度について、今後の運用方法を改めて見直しする必要があると考える。貸付けという形態を取っている以上、補助金と異なり、返済が原則である。そのために、既存の制度については、直接の貸付先との契約の場合には通常定められるべき項目や内容と照らし合わせて、当該制度においても同様の定めとなっているか再度点検を行うとともに、今後の回収に向けた取組みを貸付先と十分に協議することが必要である（意見番号65）。また、現状は所属が新規貸し付けの際の償還期限や利率等の貸付条件、償還方法、免除方法等を検討し決定しているが、今後、新規での貸付けが発生する際には、これら新規貸し付けの際の償還期限や利率等の貸付条件、償還方法、免除方法等の決定に当たって部としての基本方針を定める必要があると考えられる（意見番号66）。 | 　既存制度については、各債権ごとに点検を行うとともに、回収状況や今後の見込みなど、貸付先に報告を求めており、今後の債権回収に向けた取組について、協議を行っている（意見番号65）。新規での貸付けが発生する際には、これらの新規貸付けの際の償還期限や利率等の貸付条件、償還方法、免除方法等については、その時代や制度に見合ったものとする。（意見番号66） | （過去に措置済み）措置 |
| ７．固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 |
|  （2） 検討の結果 |
| ②　処分費用見込額の見積りに当たっての指導について【財務部】 | 大阪府の減損処理取扱要領によれば、減損の認識に用いられる正味売却価額は「資産の時価から処分費用見込額を控除して算出される価額」（要領第２条（４））、処分費用見込額は「類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報を参考に見積るもの」（要領第２条（６））とされている。平成24年度の減損会計の全適用事例を検討したところ、その全てにおいて処分費用見込額は見積困難とされており、いずれのケースにおいても処分費用見込額は見積もられていなかった。財産活用課は、減損処理取扱要領に「処分費用見込額」が定義付けられた趣旨を十分斟酌し、今後各部局等が処分費用見込額を適切に見積もることができるよう、指導することが望まれる（意見番号78）。 | 処分費用見込額の適切な算出手法については、過去の建物撤去事例等を参考に引き続き研究していく。（意見番号78）。 | 経過報告 |